

高鍋町総合評価落札方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事において試行する総合評価落札方式による指名競争入札の手続について、高鍋町財務規則（昭和45年高鍋町規則第12号。以下「規則」という。）及び指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成12年訓令1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12の4の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要綱において「総合評価落札方式」とは、技術的な工夫の余地が小さく、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力並びに価格を総合的に評価することが妥当と判断される方式（特別簡易型）をいう。

(対象工事)

第3条 この要綱の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、町長が定めるものとする。

(落札者決定基準)

第4条 町長は、価格その他の条件が町にとって最も有利なものを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）において、「技術評価基準」及び「評価の方法」を定めるものとする。

1 「技術評価基準」は、次のとおりとし、詳細は別途定める。

- (1) 評価項目
- (2) 評価基準
- (3) 配点

2 「評価の方法」は、次のとおりとする。

(1) 総合評価は、基礎点に評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \text{評価項目ごとの得点の合計値} / 100$$

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

(2) 基礎点は100点とし、加算点の満点は、施工上の技術的課題の大小及び多寡により10点又は20点に設定する。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 町長は、総合評価落札方式の実施に当たり、次に掲げる場合に応じ、学識経験等を有する2人以上の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前項において、必要があるとの意見が述べられた場合、落札者を決定しようとするとき。

2 前項の意見聴取は、宮崎県総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）への諮問をもってこれに代えることができる。

(対象工事及び落札者決定基準の決定)

第6条 町長は、対象工事及び落札者決定基準の決定に当たり、指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成12年訓令1号）第14条に規定する指名審査会の確認を受けるものとする。

(入札に参加する者に必要な資格及び決定)

第7条 総合評価落札方式に参加する者に必要な資格及びその決定は、第5条、第6条の規定を準用する。

(予定価格の事前公表)

第8条 対象工事の予定価格は、事前公表するものとする。

(最低制限価格の設定)

第9条 この要綱による入札においては、最低制限価格を設けるものとする。

(入札の通知等)

第10条 入札参加者に対し、政令第167条の12に基づく事項のほか、次の事項を通知するものとする。

- 1 総合評価落札方式により実施する旨
- 2 落札者決定基準

(提出書類等)

第11条 町長は、企業の施工能力等（施行能力、配置予定技術者の能力とする。以下同じ。）の評価を行うために、入札参加者に下記書類を提出させるものとする。

- (1) 技術資料申請書
- (2) 技術資料

(申請書等の作成費用の負担等)

第12条 申請書等の作成及び提出に要する費用は、指名業者の負担とする。

- 2 提出された申請書等は、資格確認及び技術提案の審査・評価以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- 4 提出期限日以降における申請書等の修正及び再提出は認めないものとする。
- 5 提出期限までに申請書等を提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(落札者の決定方法)

第13条 予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値が最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の無効)

第14条 虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加有資格者のうち、開札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とし、その旨を第10条に規定する入札の通知において明らかにするものとする。

(評価結果の公表)

第15条 以下の事項については、落札者決定後に公表するものとする。

- (1) 落札業者名及び入札参加業者名
- (2) 各業者の入札価格
- (3) 各業者の技術評価点
- (4) 各業者の評価値

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月 1日から施行する。